



|        |                      |                        |              |          |
|--------|----------------------|------------------------|--------------|----------|
| 横川 雅康  | 内科、リハビリテーション科        | 医療法人社団友愛病院会黒部温泉病院      | 黒部市窪野929番地   | 令和5年5月1日 |
| 波部 孝弘  | 内科                   | 射水市民病院                 | 射水市朴木20番地    | 令和5年5月1日 |
| 中島 昭勝  | 内科、リウマチ科、腎臓内科、人工透析内科 | 医療法人社団睦心会あさなぎ病院        | 高岡市五福町1番8号   | 令和5年5月1日 |
| 奥村 麻衣子 | 内科、リウマチ科             | 富山県済生会高岡病院             | 高岡市二塚 387番地1 | 令和5年5月1日 |
| 高瀬 義祥  | 内科                   | 医療法人社団ナラティブホームものがたり診療所 | 砺波市太田1382番地  | 令和5年4月1日 |

## 富山県告示第235号

指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

令和5年5月19日

富山県知事 新 田 八 朗

| 指定自立支援医療機関   |                 | 担当すべき自立支援医療の種類 | 病院又は診療所において担当すべき医療の種類 | 指定年月日    |
|--------------|-----------------|----------------|-----------------------|----------|
| 名称           | 所在地             |                |                       |          |
| あんず薬局滑川店     | 滑川市常盤町623番地     | 育成医療、更生医療      | 調剤                    | 令和5年5月1日 |
| ウエルシア薬局滑川吾妻店 | 滑川市吾妻町511番地     | 育成医療、更生医療      | 調剤                    | 令和5年5月1日 |
| ひかり薬局庄川店     | 砺波市庄川町示野 462番地3 | 育成医療、更生医療      | 調剤                    | 令和5年5月1日 |



- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
校務用LAN運用保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地  
富山県教育委員会教育企画課 富山市新総曲輪1番7号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和5年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社インテック行政システム事業本部 富山市牛島新町2番2号
- 5 随意契約に係る契約金額  
31,642,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
特例政令第11条第1項第2号に規定する既契約特定役務につき、既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるときに該当するため

### 随意契約の相手方等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び富山県病院事業の財務に関する規則（昭和42年富山県規則第15号）第81条において準用する富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第13条の規定により次のとおり公示する。

令和5年5月19日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
富山県立中央病院勤怠管理システム導入業務 一式

## 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地

富山県立中央病院経営管理課 富山市西長江二丁目2番78号

## 3 随意契約の相手方を決定した日

令和5年3月22日

## 4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通 J a p a n 株式会社 東京都港区東新橋一丁目5番2号

## 5 随意契約に係る契約金額

42,361,000円

## 6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

## 7 随意契約の理由

特例政令第11条第1項第2号に規定する既契約特定役務につき、既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるときに該当するため

---

